

こども基本法案 新旧対照表

○少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 前文 第一章 総則（第一条―第九条） 第二章 基本的施策（第十条―第十七条） （削る） 附則 （施策の大綱） 第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。 2 こども基本法（令和四年法律第 号）<u>第九条第一項の規定により定められたこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。</u> （年次報告） 第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 こども基本法<u>第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。</u>	目次 前文 第一章 総則（第一条―第九条） 第二章 基本的施策（第十条―第十七条） <u>第三章 少子化社会対策会議（第十八条・第十九条）</u> 附則 （施策の大綱） 第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。 （新設） （年次報告） 第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

(削る)

第三章 少子化社会対策会議

(削る)

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条の大綱の案を作成すること。

二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

(削る)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八条 <u>こども基本法（令和四年法律第 号）</u>第十七条第一項に規定するこども政策推進会議（第三項において「<u>会議</u>」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「<u>基本計画</u>」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針 二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項 四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項 3 <u>会議</u>は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。	第八条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第三項において「<u>本部</u>」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「<u>基本計画</u>」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針 二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項 四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項 3 <u>本部</u>は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

○子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条） 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条） 第四章 削除 第五章 罰則（第三十四条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条） 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条） 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十三条） 第五章 罰則（第三十四条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第 号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(新設)

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事

項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められたこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

第四章 削除

項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平

成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
第五章 罰則	第五章 罰則

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
(他の法律の適用の特例) 第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。		(他の法律の適用の特例) 第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 基本的施策（第八条―第十四条） （削る） 附則 （年次報告） 第七条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 こども基本法（令和四年法律第 号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。 （子どもの貧困対策に関する大綱） 第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策	目次 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 基本的施策（第八条―第十四条） 第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条） 附則 （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の公表） 第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。 （新設） （子どもの貧困対策に関する大綱） 第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められたこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

(削る)

(削る)

4 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(削る)

(削る)

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

第三章 子どもの貧困対策会議 (設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所

掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならぬ。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならぬ。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

○ こども家庭庁設置法（令和四年法律第 号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援にすること（同法第六十九条第一項の規定による拠出金の徴収に関するものを除く。）。 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定子ども園に関する制度にすること。 四 こどもの保育及び養護にすること。 五 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保にすること。 六 こどもの福祉のための文化の向上にすること。 七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進にすること。 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進にすること。 九 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。	（所掌事務） 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援にすること（同法第六十九条第一項の規定による拠出金の徴収に関するものを除く。）。 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定子ども園に関する制度にすること。 四 こどもの保育及び養護にすること。 五 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保にすること。 六 こどもの福祉のための文化の向上にすること。 七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進にすること。 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進にすること。 九 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。

十 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。

十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

十三 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。

十六 こどもの虐待の防止に関すること。

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

十八 前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十八の二 こども基本法（令和四年法律第 号）第九条第一項に規定することも大綱の策定及び推進に関すること。

十九 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一

十 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。

十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

十三 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。

十六 こどもの虐待の防止に関すること。

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

十八 前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十九 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一

号) 第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。

二十一 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援(子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。次項第三号において同じ。)に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十二 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号) 第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十三 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十四 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきこども家庭庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整

号) 第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

二十一 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援(子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。次項第三号において同じ。)に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十二 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号) 第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十三 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十四 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきこども家庭庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整

備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

三 子ども・若者育成支援に関する事項

3 前二項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第二節 特別の機関

(こども政策推進会議)

第八条 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とする。

2 こども政策推進会議については、こども基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

三 子ども・若者育成支援に関する事項

3 前二項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第二節 特別の機関

第八条 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第 号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十四条 削除	（少子化社会対策基本法の一部改正） 第二十四条 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 第十八条第一項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。 第十九条第三項を次のように改める。 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣（次号において「特命担当大臣」という。）であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの 二 内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣（前号に掲げる特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
第二十七条 削除	（子ども・若者育成支援推進法の一部改正） 第二十七条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。 第二十六条中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。 第二十九条第二項を削る。 第三十条第一項中「並びに」を「及び」に、「第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項」を「第十一条の三」に改める。 （子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条 削除

(削る)

附 則

第五条から第七条まで 削除

第三十四条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。
第十六条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十六条第四項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第四十六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）の項中「第十九条第三項」を「第十九条第三項第二号」に改める。

附 則

（少子化社会対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれている少子化社会対策会議は、第二十四条の規定による改正後の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれる少子化社会対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれている子ども・若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれる子ども・若者育成支援推進本部となり、同一性をもって存続するものとする。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に第三十四条の規定による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれている子どもの貧困対策会議は、第三十四条の規定による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれる子どもの貧困対策会議となり、同一性をもつて存続するものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。